

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

年金事務所長 あて

平成年月日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申出する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」に左詰めで記入してください。

太枠線内のみ記入、押印してください。

国民年金被保険者	① 個人番号（または基礎年金番号）				② 生 年 月 日				送信
					5 昭和 7 平成 年 月 日				
	被 保 険 者 氏 名				③ 電 話 番 号 種 別		④ 電 話 番 号		
	(自署の場合は押印不要)				1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他		— —		
	住 所								
	〒 —								
指定クレジットカード	⑤ カ ー ド 番 号 (右詰めで記入)						⑥ カ ー ド 有 効 期 限		
							月 / 2 0 年		
	※ ⑦ 納 付 方 法		※ 希望する納付方法に○印をつけてください。 ※ 6カ月前納、1年前納及び2年前納は保険料が割引になります。 ※ 割引額が多いのは、「2年前納」「1年前納」「6カ月前納」の順となります。		⑧ クレジットカード名義人氏名				
	1 毎月納付 2 6カ月前納 3 1年前納 5 2年前納				※クレジットカードに表示のローマ字で記入してください。				
	クレジットカード名義人氏名（自署）		被保険者との続柄		電 話 番 号		送信		
	※クレジットカード名義人本人が署名してください。				— —				

ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。
1. アメリカン・エクスプレス 2. イオンクレジット 3. NC日商連 4. OC
5. Orico 6. セゾン 7. JCB 8. セディナ
9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス
13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. UCS
17. ライフ 18. 楽天 19. UC 20. VISA
21. Master

納付方法の説明	1. 毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。
	2. 6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料額は、6カ月前納による割引額が適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は2月末日まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は8月末日までにそれぞれお申し込みください。2月末日までに間に合わなかった場合は9月まで、8月末日までに間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。
	3. 1年前納 5. 2年前納	4月分から翌年3月分または翌々年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料額は、1年前納または2年前納による割引額が適用された額となります。 ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。

(注) 納付方法で2年前納、1年前納及び6カ月前納を希望する場合は、ご利用になるクレジットカードの利用限度額が前納金額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等はご利用になれません）。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

(注) 提出はお近くの年金事務所へお願いします。

その際、もう一度、クレジットカード番号等のご確認をお願いします。

※2枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

職員チェック欄：☐ 特定業務契約職員 ☐ 職員 ☐ その他

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書（控）

年金事務所長 あて

平成 年 月 日

国民年金保険料クレジットカード納付に関する約定については裏面をご参照ください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（10桁）で申出する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」に左詰めで記入してください。

国民年金被保険者	① 個人番号（または基礎年金番号）				② 生 年 月 日				送 信
					5 昭和 7 平成 年 月 日				
	被 保 険 者 氏 名				③ 電 話 番 号 種 別		④ 電 話 番 号		
	(自署の場合は押印不要) 印				1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他		— —		
	住 所								
	〒 —								
指定クレジットカード	⑤ カ ー ド 番 号 (右詰めで記入)						⑥ カ ー ド 有 効 期 限		
							月 / 2 0 年		
	※ ⑦ 納 付 方 法		※ 希望する納付方法に○印をつけてください。 ※ 6カ月前納、1年前納及び2年前納は保険料が割引になります。 ※ 割引額が多いのは、「2年前納」「1年前納」「6カ月前納」の順となります。		⑧ クレジットカード名義人氏名				
	1 毎月納付 2 6カ月前納 3 1年前納 5 2年前納				※クレジットカードに表示のローマ字で記入してください。				
	クレジットカード名義人氏名（自署）		被保険者との続柄		電 話 番 号		送 信		
	※クレジットカード名義人本人が署名してください。				— —				
ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。 1. アメリカン・エクスプレス 2. イオンクレジット 3. NC日商連 4. OC 5. Orico 6. セゾン 7. JCB 8. セディナ 9. ダイナースクラブ 10. ジャックス 11. 東急 12. トヨタファイナンス 13. 日専連 14. 三井住友 15. 三菱UFJニコス 16. UCS 17. ライフ 18. 楽天 19. UC 20. VISA 21. Master									

納付方法の説明	1. 毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。
	2. 6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料額は、6カ月前納による割引額が適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は2月末日まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は8月末日までにそれぞれお申し込みください。2月末日までに間に合わなかった場合は9月まで、8月末日までに間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。
	3. 1年前納 5. 2年前納	4月分から翌年3月分または翌々年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者（クレジットカード会社）が立替納付します。その場合の保険料額は、1年前納または2年前納による割引額が適用された額となります。 ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。

(注) 納付方法で2年前納、1年前納及び6カ月前納を希望する場合は、ご利用になるクレジットカードの利用限度額が前納金額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等のご利用になれません）。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

(注) 提出はお近くの年金事務所へお願いします。

その際、もう一度、クレジットカード番号等のご確認をお願いします。

※2枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

【裏面もご覧ください】

国民年金保険料クレジットカード納付に関する約定

国民年金保険料のクレジットカード納付は、被保険者からお申し込みいただいた内容を登録し、国民年金保険料を継続的にクレジットカードで納付するものです。金融機関等の窓口でクレジットカードを直接ご提示・お支払いいただく方法ではありません。

国民年金保険料につきましては、被保険者が指定されたクレジットカードをお取り扱いする指定代理納付者（以下「カード会社」という。）に請求させていただきます。

カード会社から国民年金保険料の立替納付が行われますと、被保険者の国に対する国民年金保険料の納付義務は無くなりますが、これに代わって、被保険者はカード会社に対し、国民年金保険料と同額の債務を負うこととなります。

これらのことに加え、次の各事項をご了承いただいた上でお申し込みください。

1. 申込手続きが完了したときは、「国民年金保険料クレジットカード納付のお知らせ」を送付いたします。
2. クレジットカードの有効性が確認できないなどの理由で申込みを受け付けることができない場合は、「クレジットカード有効性確認結果のお知らせ」を送付いたします。この場合は、従来の納付方法を継続させていただきます。
3. 初回申込み手続きに1カ月程度かかる場合がありますので、手続き完了前の国民年金保険料につきましては、従来の方法により納付していただきます。なお、現在口座振替を利用されている場合は、事務処理完了までの間につきまして、納付書により現金で納付していただく場合があります。
4. クレジットカード納付の支払い回数は、1回払いに限らせていただきます。
5. 被保険者からの辞退の申し出がない限り、クレジットカード納付を継続させていただきます。なお、カード会社の規定による会員資格の喪失及び国民年金保険料の一部又は全額を納付することを要しないこととされた場合は辞退したものとみなします。
6. クレジットカード納付では、口座振替による当月末振替（早割）は適用されません。また、クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書で納めていただいた場合の割引額となります。（口座振替での前納払いによる割引は適用されません。）
7. クレジットカード納付では、その都度領収証書その他領収した旨を通知する書面は発行いたしませんので、カード会社からの利用明細書等でご確認いただくことになります。なお、年に一度、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を発行いたします。
8. カード会社は、該当月末（該当月末が非営業日の場合は翌月第1営業日）に立替納付を行い、立替納付した日が国民年金保険料の収納年月日になりますが、カード会社からの利用明細書等の利用日は、該当月初から数えて第8営業日（前月末日が非営業日の場合第9営業日）※が記載されます。
※当該日が月の14日を超える場合にはその月の14日となります。
9. クレジットカード納付では、カード会社が立替納付を行う前に日本年金機構からカード会社にカード利用限度額や有効期限を確認し、カードが有効な場合、カード会社が立替納付を行います。なお、カードの確認作業は、毎月納付の場合、該当月の月初から数えて第8営業日（前月末日が非営業日の場合は第9営業日）から18日の間に行います。また、6カ月前納・1年前納・2年前納の場合、4月と10月（1年前納・2年前納は4月のみ）の月初から数えて第8営業日（前月末日が非営業日の場合は第9営業日）から18日の間に行いますので、カード利用限度額にご注意ください。
10. カード利用限度額を超えるなど、カード会社の規定によりクレジットカード納付ができない場合や、その他事務処理上の都合により、納付書を送付させていただく場合があります。
11. 6カ月前納・1年前納・2年前納を希望されている場合であって、カード利用限度額を超えることによりクレジットカード納付ができない場合、その対象期間は毎月納付の扱いとさせていただきます。この場合、4月分もしくは10月分（1年前納・2年前納では4月分のみ）を納付書により現金で納付していただくこととなります。
12. 利用日とクレジットカード会社の締切日など事務の都合により2カ月分をまとめて1度にカード会社へお支払いいただくことがあります。あらかじめご了承ください。
13. 有効期限が変更となった場合、被保険者に事前に通知することなく新しい有効期限がカード会社から日本年金機構に通知され、原則としてクレジットカード納付が継続されます。
一部、有効期限が日本年金機構に通知されないクレジットカードがございますので、ご注意ください。
14. カード番号が変更となった場合や有効期限が日本年金機構に通知されないカードで有効期限が到来した場合は、お手数ですが申込用紙「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項をご記入のうえ、お近くの年金事務所へご提出ください。

【VISAデビットカードのご利用について】

15. 毎月納付の場合、当該月の21日から27日の間にカード会社へ国民年金保険料と同額のお支払いが行われます。また6カ月前納・1年前納・2年前納の場合、カードの確認作業の際にカード会社へ国民年金保険料と同額のお支払いが行われますので、ご注意ください。

【被保険者とカード会員が異なる場合】

16. 被保険者が国民年金保険料のクレジットカード納付をカード会員に委託したものと取り扱わせていただき、カード会員の方はこれを承諾していただきます。なお、被保険者とカード会員の続柄が配偶者以外の場合は、カード会員に対して、年金事務所から電話または書面による同意確認を行っております。
17. 日本年金機構からの各種通知や連絡については、すべて被保険者に行うこととし、カード会員はこれに同意をしていただきます。
18. カード会社からの各種通知や連絡については、すべてカード会員に行うこととし、被保険者はこれに同意をしていただきます。